

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹波町長 畠中 源一

市町村名 (市町村コード)	京丹波町 (264075)
地域名 (地域内農業集落名)	桧山地区 (中台、橋爪、和田、井脇、大朴、井尻、八田、小野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者への農地の集積は進んでいるものの、高齢化や後継者不足等により、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・有害鳥獣防止柵の設置などの対策強化が必要。
- ・高齢化が今後も進むことからスマート農業を推進。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主要作物である水稻中心に、特産物である黒大豆や黒枝豆、瑞穂大納言やそば等の土地利用型作物をはじめ、京野菜など需要のある作物の栽培を進める。
- ・認定農業者や意欲ある担い手農家への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域外からの新規就農者の受入等についても推進する。
- ・WCSの作付け等による耕畜連携の推進。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	118 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域、日本型直接支払制度の対象農地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や意欲ある担い手に集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や農地所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での集積・集約化の意向の確認を行い、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外からの担い手の受入にも積極的に取り組み、関係機関と連携しながら、多様な担い手の確保、交流人口の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
そばの刈取り、WCSの刈取り・ラッピング作業、堆肥散布等について、京丹波農業公社への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①町の補助事業や多面的・中山間交付金を活用しての防護柵の設置や、残渣処理等、総合的な獣害対策に取り組む。

②食の安心・安全に対する関心が高まる中、化学肥料農薬を削減した特別栽培米生産に取り組む。

③高齢化が進む中農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進する

⑦次世代に農地をつなぐため、作物の栽培を行わない農地は、保全管理等で善良に管理する。

⑨刈取り、ラッピングを行うコントラクターと連携したWCSの作付による耕畜連携を推進していく。